

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)に基づく第一次実施計画(案)パブリックコメントへの回答

1. パブリックコメント実施状況

(1) 意見募集期間 令和8年4月22日(水)～令和8年5月20日(水)

(2) 提出者数及び件数 2人 11件

2. お寄せいただいた意見と市の考え方

No.	ご意見の内容	ご意見への回答
1	<p>【はじめに：跡地のポテンシャルと本計画への賛成】 市民病院跡地は、立地適正化計画における「都市機能誘導区域」に位置し、駅からのアクセスや周辺施設との連動性など、極めて高いハードスペックを有しています。この場所に保育機能を導入し、小児医療との連携を図るという方向性には、地域の利便性と安心感を高める観点から強く賛成いたします。</p> <p>一方で、その強力なスペックゆえに生じる周辺環境や既存施設への影響について、以下の3点を提言いたします。</p> <p>1. 既存民間園との「共存」と行政の信義則について 近隣の「どろんこ保育園」等の民間施設は、もともと市が指定した特定のエリア・条件に基づき、地域保育を支えるべく参入された経緯があります。その後出しの形で、より利便性の高い跡地に大規模な施設を設置することは、既存園への影響が小さくありません。行政側には、これまで市の施策に協力してきた民間事業者との信頼関係(信義則)を大切に、マーケットが過度に競合しないよう、役割分担(医療的ケアや専門性の高い保育機能の充実)や、跡地内機能(カフェ等)の指定管理を近隣園の運営法人へ委託することを検討するなど、「共存」の仕組みづくりを強く求めます。</p> <p>2. 第5保育所周辺エリアのカバーと通園環境の維持 第5保育所の統合にあたり、周辺エリア(船橋町・惣社など)の世帯が置き去りにならないよう配慮をお願いします。 私自身、道明寺4丁目から惣社保育所の一時保育を利用した際、その距離的な負担を身をもって実感いたしました。第5保育所がこれまでカバーしてきた地域の方々が、無理なく「身近な園」に通えるよう、惣社こども園の定員確保や受け入れ枠の拡大に努め、地域による利便性の格差が生じないようにしていただきたいです。(現在、惣社こども園の国道方向に隣接する大規模な空き地が住宅地となる場合、将来的に保育需要が急増する可能性もあるため、注視いただけると幸いです。)</p> <p>3. 跡地周辺のインフラ整備とエリア価値の向上 跡地周辺には車両の離合が困難な狭隘道路が存在し、送迎が集中した際の安全確保が大きな課題です。</p> <p>道路整備：跡地開発と並行して、周辺道路のセットバック(拡張)を強力に促進し、安全な歩行空間を確保してください。</p> <p>周辺開発と人口増：同じエリアに保育・図書・広場といった強力な機能が集中する好機を活かし、周辺の空き家活用や住宅開発を促す施策も併せて検討してください。地域全体の現役世代人口を増やすことで、新設園と既存園の双方が安定して運営できる環境づくりを要望します。</p>	<p>1点目につきまして、ご指摘の通り、近隣の民間保育施設は保育ニーズを支える重要な役割を担っており、市としてはこれらの事業者との信頼関係は重要と考えています。病院跡地への新規施設設置が既存施設に影響を及ぼさないよう検討をまいります。</p> <p>2点目につきまして、市内における人口動態の変化を精査し、需要に応じた対応が可能となるよう注視してまいります。</p> <p>3点目の病院跡地周辺の道路環境の安全確保につきましては、重要な課題であると認識しております。今後、新しい施設の各検討段階において、認定こども園の送迎や施設利用者の動線を意識し、安全確保に必要な措置について検討してまいります。 また、「周辺開発と人口増」に関するご要望につきましては、貴重なご意見として承りました。</p> <p>頂いたご意見は、保育ニーズに、より適切に応えるための参考とさせていただきますとともに、今後とも皆さまの声を大切に、関係部署と連携しながら、子どもたちと保護者の方々が安心できる保育環境の整備に努めてまいります。</p>
2	<p>第1章 計画策定にあたって 1-1. 計画の趣旨に、 子ども・子育て支援新制度の根幹となる「子どもの最善の利益」を最優先に考えるという記載が、欠落しているため直ちに是正すべきです。 「子どもの最善の利益」では、すべての決定において「その子どもにとって何が一番良いか」を第一に考えているかどうか。 「質の高い教育・保育の追求」では、保育の質を量と共に確保して、子どもが安心して過ごせる環境を作るものとなっているかどうか。 計画の趣旨に、直ちに必要な加筆・修正等を行うよう求めます。</p>	<p>本計画(案)は、本市の子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進を図るための「第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら策定された「藤井寺市幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)」に基づくものであることから、個別に記載はしていませんが、「子どもの最善の利益」を最優先に考えることは、計画策定における根本的な理念であると認識しております。 「子どもの最善の利益」を担保し、計画を実行していくことが子どもたちにとって真に良い環境を提供することにつながるものと考えております。</p>
3	<p>第1章 計画策定にあたって について こども基本法の第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)に「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とある。これは、第3条(基本理念)の第三項の「意見を表明する機会が確保されること」、第四項の「意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と連動している。 ところが、今回の「第一次実施計画(案)」策定にあたって、「こども施策に対するこども等の意見の反映」させるために必要な措置をどのように講じたのか、不明であるため、この間の経過を含めて記載するよう求める。</p>	<p>今回の計画策定に向けて、こども等の意見の反映につきましては、藤井寺市子ども・子育て会議等の場でご意見を頂いております。また、本計画(案)で再編対象となる幼稚園、保育所及び市役所において、在園児の保護者及び今後入園を考えている方や地域の皆さまに対して計画(案)の説明を行いご意見を伺う機会を設けました。</p>
4	<p>第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討 4-6. 運営内容による検討 (3) 公私連携幼保連携型認定こども園制度について「第一次実施計画案」で記載の「公私連携幼保連携型認定こども園」について、具体的な説明がないために、理解不能な内容となっている。 「運営を継続的・安定的に行うことができる民間事業者」について、選考基準や選考方法、法人選考委員会の設置などの説明がない。 「協定書を締結し、協定の内容に沿った保育・教育を民間事業者が提供」について、具体的な協定書案も示さず、協定書の基本的な内容・項目なども示していない。 「指導監督ができる」「是正勧告、指定取消をすることができる」について、協定書に記載する市の責務・権限などを具体的に示していない。 これでは、市民や保護者に対して、公私連携幼保連携型こども園への「白紙委任」を求めるものとなっている。 直ちに、必要な関係情報を加筆して、検討・理解を助ける内容に改善するよう求める。</p>	<p>本計画においては、公私連携幼保連携型認定こども園の一般的な特徴を記載しておりますが、ご指摘のような協定書案や選定基準など、具体的な内容については現時点で記載しておりません。 協定書については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条第2項に基づく必要な事項を盛り込むことを認識しており、今後、市内の保育ニーズや運営状況に応じて内容を検討し、協定書案を作成してまいります。 また、民間事業者の選定基準や選考方法、法人選考委員会の設置についても、計画策定の段階で概要を整理し、透明性のある公正な手続きを確保していく予定です。 今後とも、市民の皆さまのご意見を踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
5	<p>第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討 4-6. 運営内容による検討 (4) 病院跡地検討における複合施設化を活かした認定こども園の特徴について 「利便性向上や新たなサービス及びコミュニティの創出が期待できます」「多世代の人々が集まって賑わいや新たなコミュニティが生まれやすくなるなどのメリットも期待できます」について、「期待できます」とする根拠・理由の説明が乏しく、説得力がない。 複合化施設のメリットを強調する一方で、課題やデメリットに言及しない姿勢を続けるようでは、公正・公平な説明と言えない。 複合化施設の先行自治体の事例も参考にして、公正・公平な説明となるよう是正を求める。</p>	<p>ご指摘いただきました通り、複合化の整備にあたりましては、デメリットや先行自治体の事例も参考にしながら、複合化のメリットを発揮できる整備手法を引き続き検討してまいります。</p>

No.	ご意見の内容	ご意見への回答
6	<p>第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討 4-7.まとめ(方向性) 「第一次実施計画(案)」が想定する公私連携幼保連携型認定こども園への「引継方法・引継期間」などの記載、「市職員の異動」(道明寺南幼稚園5名、第4保育所17名、第5保育所15名、計37名)などに関する記載もないままでは、理解不能の(案)と言わざるを得ない。 直ちに必要な記載・説明等を行うことによって、市民や保護者の不安・疑問に答えるよう求める。</p>	<p>公私連携幼保連携型認定こども園への「引継方法・引継期間」については、公私連携法人が選定され次第、当該事業者と協議を行い、円滑な引継ぎができるよう進めてまいります。 また、現時点におきましては保育現場に携わる職員を対象に本計画(案)に関する説明会を実施しており、今後も保護者やお子さまが安心してご利用いただけるよう、引き続き適切に事務を推進してまいります。</p>
7	<p>第6章 今後の進め方 6-1.今後の進め方 「後期計画の対象施設のうち、本実施計画での再編対象施設を除く市立教育・保育施設は、地域性や施設の老朽化状況、公立に求められる役割を考慮に入れ、バランスをとりながら再編を進めていくものとします。」の「本実施計画での再編対象施設を除く」について、第六次藤井寺市総合計画<第2期実施計画>の「公立保育所、幼稚園施設の計画的な施設改修事業」で「令和7年度以降も、(中略)計画的かつ持続的に施設改修等を実施していきます。」の記載から、整合性に疑問ありと指摘せざるを得ない。 「本実施計画での再編対象施設を除く」ことから、道明寺南幼稚園・第4保育所・第5保育所が施設改修計画から除外されることになる。 これでは、「子どもの最善の利益」「質の高い保育の追求」からも逸脱することから、適切な修正を求める。</p>	<p>再編対象となる施設について、病院跡地の複合施設における公私連携幼保連携型認定こども園の開園までは基本的に維持することが必要であり、第六次藤井寺市総合計画<第2期実施計画>から除外するものではありません。 再編対象となる施設についても、在園児が安心、安全に過ごせるよう他の市立教育・保育施設と同様に再編実施まで必要な施設改修等は行ってまいります。</p>
8	<p>第2章 病院跡地活用における認定こども園の基本的な考え方 2-2.後期計画の考え方の<再編計画の方針>に「市立幼稚園3園、市立保育所5園、市立幼保連携型認定こども園1園を市立幼保連携型認定こども園3園以内の再編を目指します」とある。ところが、第一次実施計画(案)で、民営の「公私連携型」で「運営することが適当と考えます」と記述している。 後期計画の記述「市立幼保連携型認定こども園3園以内の再編を目指します」が、どのような経過を踏んで民営の「公私連携幼保連携型認定こども園」に変わったのか説明不足であるため、さらに適切に加筆することを求める。</p>	<p>病院跡地活用の検討を進めるにあたり、2回の市民アンケート調査や市民ワークショップなどを実施した結果、いずれにおいても民間活力の導入が上位にあがる結果となりました。認定こども園の整備にあたっては、このような市民の皆さんのご意見ができる限り反映されるよう、幅広い選択肢を視野に入れて検討を進めることが大切であると考え、公立による認定こども園の運営も選択肢の一つではありますが、変化する社会情勢や多様化する保育ニーズに最適に対応するために、あらゆる可能性を排除せず検討することが重要であり、特定の運営形態に限定せず、市の実情に応じた形を検討したものです。</p>
9	<p>第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討 4-6.運営内容による検討 (3)公私連携幼保連携型認定こども園制度について <公私連携幼保連携型認定こども園>のメリットは列挙しているが、デメリットの記述が欠落している。 これでは、公私連携幼保連携型認定こども園に関する公正な情報提供とは言えないので、改めてデメリットの記述を加筆するよう求める。</p>	<p>公私連携幼保連携型認定こども園のデメリットにつきましては、15ページの4-6.運営内容による検討の(1)運営形態別のメリット・デメリットで「公私連携型」の項目に記載しております。 17ページの(3)公私連携幼保連携型認定こども園制度については、仕組みの説明となりますのでメリット・デメリット比較の形では記載しておりません。</p>
10	<p>第4章 再編後の認定こども園の運営形態の検討 4-6.運営内容による検討 (3)公私連携幼保連携型認定こども園制度について 「市と公私連携法人が協定書を締結し、市が運営に継続的に関わることで、提供すべき教育・保育の内容について一定の担保を行うことが可能となります」とあるが、「市が運営に継続的に関わる」について具体的な説明が欠落している。 この部分は、市が「協定書を締結」した当事者として、公私連携法人に「指導監督」「是正勧告」「指定取消」などを責任を持って行えることを明示する部分であるから、必要な加筆をするよう求める。</p>	<p>ご指摘いただきました点に関して、「市が運営に継続的に関わる」について、17ページに具体的な説明を一部加筆するとともに、<参考⑤>として「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(抜粋)を追加いたします。</p>
11	<p>参考② 藤井寺市病院跡地における市立幼稚園・保育所のあり方検討について 1.検討・報告事項 「公営だけでなく民営も含めた移転再編後の最適な運営形態を検討すること」とある。 この記述は、藤井寺市公共施設等管理・活用推進部長の市長自らが、下記の「答申」「後期計画」とともに無視・否定する内容となっている。 ○藤井寺市子ども・子育て会議の答申 市立幼稚園・保育所・こども園の今後の運営方法について「市が設置する就学全教育・保育施設として幼稚園・保育所及び幼保連携型認定こども園があるが、市立幼稚園・保育所は、幼保連携型認定こども園へ移行することが望ましい。」 ○藤井寺市幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)の再編計画の方針「市立幼稚園3園、市立保育所5園、市立幼保連携型認定こども園1園を市立幼保連携型認定こども園3園以内の再編を目指します。」 市長自身の判断「公営だけでなく民営も含めた」根拠・理由について、具体的に説明するよう求める。</p>	<p>藤井寺市子ども・子育て会議の答申を尊重し策定した「藤井寺市幼稚園・保育所再編実行計画(後期計画)」に記載されている「市立幼保連携型認定こども園3園以内の再編を目指す」という内容は、最終的な市立幼保連携型認定こども園の数を設定したものであり、その再編の過程においては、変化する社会情勢や多様化する保育ニーズに最適に対応するため、あらゆる可能性を排除せず、市の実情に応じた最適な形態を検討していくことが重要と考えます。 今後におきましても、市民の皆さまのご意見をできる限り反映させるため、幅広い選択肢を視野に入れ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。</p>